

2.5.2 不開港出入許可申請（W C P）

本業務では、不開港出入許可申請及び不開港出入許可手数料免除申請を行うことができます。次港が不開港の場合に行います。

本業務は、登録されている出港届情報等と連携して行うことが可能です。

手数料の支払いは印紙納付等または歳入金電子納付システム（R E P S）の種別を選択することができます。

また、乗組員氏名表・旅客氏名表の提出については以下の方法から選択することができます。

- 出港届で提出（システムでの提出に限る）
- 当港入港前統一申請と相違無し（システムでの提出に限る）
- 不開港での事前提出情報で提出（システムでの提出に限る）
- 添付業務で提出
- F A Xで提出
- マニュアルで提出

申請の操作方法については、1.3.2（5）その他申請・照会業務を参照してください。

入力者について

- 入力者は船会社、船舶代理店です。
- 船会社が登録する場合は、本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報に登録されている船舶運航者と同じの船会社である必要があります。
- 船舶代理店が登録する場合は、当該港において本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報に登録されている船舶運航者と事前に受委託関係を登録しておく必要があります。ただし、港単位でのみ受委託関係が登録されている場合は不要です。

船舶基本情報について

- 船舶は「外航船」で登録されている必要があります。
- 船舶基本情報が削除されている場合は手続きができません。
- 本業務で入力した「純トン数」が、入力した「船舶コード」の船舶基本情報にある「純トン数」と同一である必要があります。
- 税関による確認が行われてから一定期間内である必要があります。

入港前統一申請情報について

- 本業務で「入港前統一申請番号」を入力した場合は、入力した「船舶コード」が、入力した「入港前統一申請番号」の入港前統一申請情報に登録されている「船舶コード」と同一である必要があります。

- 本業務で「入港前統一申請番号」を入力した場合は、税関に対する乗組員・旅客情報事前報告情報を提出している必要があります。

入港届情報について

- 本業務で入力した「船舶コード」が、入力した「入港届提出番号」の入港届情報に登録されている「船舶コード」と同一である必要があります。
- 本業務で入力する「入港届提出番号」は最新である必要があります。
- 税関に対する入港届が提出されている必要があります。
- 税関に提出された入港届が取消されている場合は手続きができません。
- 登録されている不開港出入許可申請番号が8件未満である必要があります。
- 本業務を行うと、「不開港出入許可申請番」が登録されます。
- 入力された不開港が入港届情報の次港以降の不開港^{※1}に登録されている場合、当該不開港が不開港出入許可申請済ではない必要があります。

※1 次港以降の不開港とは以下のいずれかで寄港地に登録されている不開港を示します。

表 2.5.2-1 次港以降の不開港の定義及び例

項番	次港以降の不開港の定義	例
1	提出港の次港から次の開港までに寄港する不開港	寄港地が、 開港（提出港）→不開港 A →不開港 B →開港 の場合、不開港 A、不開港 B が次港以降の不開港となります。
2	寄港地に次の開港が登録されていない場合、提出港の次港以降に寄港する不開港	寄港地が、 開港（提出港）→不開港 A →不開港 B →不開港 C の場合、不開港 A、不開港 B、不開港 C が次港以降の不開港となります。

出港届情報について

- 本業務で入力した「船舶コード」が、入力した「出港届提出番号」の出港届情報に登録されている「船舶コード」と同一である必要があります。
- 本業務で入力する「出港届提出番号」は最新である必要があります。
- 税関に対する出港届が提出されている必要があります。
- 出港届に対する税関による出港許可が行われていない必要があります。
- 税関に提出された出港届が取消されている場合は手続きができません。
- 登録されている不開港出入許可申請番号8件未満である必要があります。

- 「出港届提出番号」を入力した場合は、本業務を行うと不開港出入許可申請番号が登録されます。
- 入力された不開港が出港届情報の次港以降の不開港に登録されている場合、当該不開港が不開港出入許可申請済でない必要があります。
- 次港以降の不開港^{*1}に、税関による不開港出入許可が行われていない不開港が存在する必要があります。

申請先税関官署について

- 「申請先税関官署」を入力した場合は、本業務で入力した税関官署が「申請先税関官署」となります。
- 「申請先税関官署」を入力しなかった場合は、本業務で入力した「出港届提出番号」に該当する出港停泊予定場所を管轄する税関官署が「申請先税関官署」となります。

不開港出入許可手数料額の算出処理について

- 不開港出入許可手数料額は以下の計算式により算出されます。
不開港出入許可手数料額 = 入力された純トン数^{※2} × 36円
※2 純トン数はトン未満切上げ（不開港出入許可手数料額は1円未満切り捨て）

注意喚起メッセージについて

- 「入港届提出番号」を入力した場合は、入力した「入港届提出番号」の入港届情報に登録されている「純トン数」と、本業務で入力した「純トン数」が同一でない場合は注意喚起メッセージが表示されます。
- 「入港届提出番号」を入力した場合は、入力した「入港届提出番号」の入港届情報に登録されている「次港開港」または「次港以降の不開港」と、本業務で入力した「不開港」が同一でない場合は注意喚起メッセージが表示されます。
- 「出港届提出番号」を入力した場合は、入力した「出港届提出番号」の出港届情報に登録されている「次港開港」または「次港以降の不開港」と、本業務で入力した「不開港」が同一でない場合は注意喚起メッセージが表示されます。
- 「乗組員氏名表・旅客氏名表情報提出方法識別」でシステムで提出する旨を選択、かつ入港前統一申請業務または出港届等業務時に乗組員氏名表・旅客氏名表をシステム処理で提出していない場合は、注意喚起メッセージが表示されます。

訂正・取消について

- 当該申請の訂正は本業務では行うことができず、取消しについては税関のみが行うことができます。訂正及び取消しが必要な場合は、申告を行った先の税関（監視担当部門）に申し出た上で、指示に従ってください。

<不開港出入許可申請の提出について>

- 以下の情報を「書類状態確認（WVS）」業務（種別：帳票情報）で確認できます。
※帳票を確認できる期間は、下記の表の条件から 14 日間（土日祝含む）可能です。

表 2.5.2-2 書類状態確認（WVS）業務（種別：帳票情報）で確認できる帳票

条件	帳票名
なし	不開港出入許可申請控情報

- 以下の帳票が宛先官庁に出力されます。

表 2.5.2-3 宛先官庁に出力される帳票

条件	帳票名	出力先
なし	不開港出入許可申請情報 （税関用）	申請先税関（監視担当 部門）※3

※3 「申請先税関官署」の入力がない場合は、出港届提出時の書類提出先税関に出力されます。